

優遇政策の期限延長

2019年1月1日から全面施行されている個人所得税法では、総合所得の概念が導入され大きく改正されました。

「個人所得税法改正後の優遇政策の継続問題に関する通知」(財税[2018]164号)によって経過措置(2021年12月31日まで)が設けられていた項目について適用期限を延長する通知が公告されました。

財政部 税務総局公告 2021年第42号

① 年一次性賞与の単独計算優遇政策(2023年12月31日まで延長)

居住者個人が取得する年一次性賞与で(国税発[2005]9号)の規定に合致する場合は、当年度の総合所得に合算せず年一次性賞与の収入を12か月で除した金額を月換算後の総合所得税率表に照らし適用税率と速算控除額を確定し、単独で納付税額を計算する。

【計算式】納付税額 = 年一次性賞与収入 × 適用税率 - 速算控除額

居住者個人が取得する年一次性賞与は当年度の総合所得に算入し税額計算することも選択できる。

② 上場会社のストックオプション等(2023年12月31日まで延長)

居住者個人が取得するストックオプション等で一定の条件を満たす場合には、当年度の総合所得に合算せず全額を単独で総合所得税率表を適用して納付税額を計算する。

財政部 税務総局公告 2021年第43号

③ 外国籍個人に関する補助・手当の優遇政策(2023年12月31日まで延長)

外国籍個人が居住者の要件に合致する場合には、個人所得税法専項附加控除又は「個人所得税の若干の政策問題に関する通知」(財税[1994]20号)、「外国籍個人が取得する補助・手当に対する徴収・免税の執行問題に関する通知」(国税発[1997]54号)等に基づき住宅手当、語学研修費、子女教育手当等の補助、手当に係る免税優遇政策のいずれかを選択適用することができる。

ただし、同時に享受することはできない。外国籍個人はいずれかを選択適用した場合、一納税年度内は変更することができない。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>